

第31期町田市文化財保護審議会第2回会議 会議録

1 開催日時：2021年11月9日（火） 午前9時30分～10時45分

2 開催場所：町田市役所3階 第2委員会室

3 出席者

委員 阿諏訪青美委員、阿部朝衛委員、内野秀重委員、大野敏委員、
小島政孝委員、鶴巻孝雄委員、浜田弘明委員、八木橋伸浩委員
事務局 佐藤生涯学習部長、江波戸生涯学習総務課長、
貴志担当課長、宮本係長、望月担当係長、松崎主任、大塚主事

4 報告事項

- (1) 市指定有形文化財「村野常右衛門生家」のネズミ被害と対応について
- (2) 都指定有形文化財「旧荻野家住宅」の揚戸の破損と対応について
- (3) 市天然記念物「シダレザクラ」の現状変更について
- (4) 市指定無形民俗文化財保護育成団体の功労者表彰（国・都）の受賞について
- (5) 江戸東京博物館「特別展 縄文2021－東京に生きた縄文人－」の開催について
- (6) 自由民権資料館2021年度第1回特別展「町田と江戸－ヒトとモノの交流史一」の実施報告について
- (7) 自由民権資料館2021年度第2回特別展「石坂昌孝－豪放(ごうほう)磊落(らいらく)な民権家の生涯－」の開催について
- (8) 民俗展「昔のくらしと運ぶ道具」の開催について
- (9) その他資料等の活用について（報告）

5 議題

- (1) 町田市の歴史資料の収集・保存管理・活用に関する方針（案）について

6 その他

- (1) 次回の審議会について（2月開催予定）

<配布資料> 1 報告事項

参考資料1～4

2 町田市の歴史資料の収集・保存管理・活用に関する方針（案）

○江戸東京博物館「特別展 縄文2021－東京に生きた縄文人－」

○自由民権資料館「特別展 石坂昌孝-豪放磊落な民権家の生涯-」

○東京の文化財（第130号） ○とうきょうの地域教育（NO. 143）

■前回議事録の確認

事前に送付した議事録を確認・承認していただき、確定とした。

■報告事項（会議資料1）

（1）市指定有形文化財「村野常右衛門生家」のネズミ被害と対応について

事務局 今年の6月上旬頃から村野常右衛門生家の室内にネズミのふんが多数落ちている状況が発生しました。ネズミ忌避剤を設置して様子を見ましたが、改善が見られず、このまま放置すると衛生上等の問題があるため、専門業者に相談を行い、ネズミの侵入口を閉鎖する作業を10月13日に実施しました。

具体的な作業内容についてですが、参考資料1の村野家の平面図が載っているものをまず御覧ください。ネズミの侵入口と思われるのが建物下部周りの通気口でして、丸で囲んでいる部分にあります。この通気口の部分に1センチ以下の穴が多数開いているステンレスの板、このことをパンチングメタルと言うんですけども、これを張り付けて、ネズミが侵入できないようにしました。

写真が裏面にあるので、裏側を御覧ください。こちらは、大野委員に事前に相談させていただきまして、通気に影響のない範囲でと御意見をもらっておりましたので、施工業者に確認しましたが、板には多数の穴が開いてありますので通気には影響がないそうです。また、外観上も目立たないように、床下に潜って内側からパンチングメタルを取り付けています。1か所、この写真ですと右下の台所部分のみ、ちょっとここが床下に入れなかったもので、ここだけ外側からパンチングメタルを張り付けた状態になっています。

村野常右衛門生家に関することについては以上となります。

副会長 ありがとうございます。今の村野家のネズミの被害等に関して、委員の先生方から何か御質問等がございましたら、お伺いします。

このパンチングメタルそのものの重さは、非常に軽いんですか。

事務局 そうですね、ステンレス製ですので重くはないです。

副会長 大野先生にも見ていただいたということで、問題なかろうと思いますので、それでは、次の(2)に進んでいただければと思います。お願いします。

(2) 都指定有形文化財「旧荻野家住宅」の揚戸の破損と対応について

事務局 こちらは、今年の7月19日に揚戸の一部が破損していることが判明しました。破損状況については、参考資料2を御覧ください。

2014年度から2015年度にかけて大規模修繕を実施したときの業者に見てもらい、こちらの修繕を実施する予定です。こちらは、東京都の補助金を使って修繕させてもらおうと思っておりますので、東京都の交付決定が下りてから、今後早急に実施する予定です。

副会長 ありがとうございます。これは薬師池公園の古民家ですよね。

事務局 そうです。

副会長 分かりました。

皆様のほうから、もし御意見がございましたらお願いしたいと思います。

委員 これは、①の写真をみると、揚戸の一番上が外れていて、3番、一番下の板にタヌキのような足跡が見えますよね。何かそういうハクビシンとかタヌキみたいなものがうろうろして揚戸を下りて壊しちゃったとかいう感じに見えるんですけども。

事務局 現状、タヌキやハクビシンの姿ですとか、ふんはまだ確認されておらずで、この揚戸が外れた原因というのも、タヌキなどではなくて、大野先生はよく御存じだと思うんですけども、板がずれてきて釘が浮いてきて取れてしまったというような形です。タヌキかハクビシンかの足跡については、外れた後についております。

委員 よくハクビシンが天井裏に入ると、大量にうんこをして天井にしみが入るので、そういうことがなければ、取りあえず一安心かなと思うんですけども。

事務局 よく注意して室内等も見ていきます。

委員 ありがとうございます。

副会長 小動物が入るとというのは、可能性はなきにしもあらずだと思いますので、またいろいろと御注意いただきながら管理をしていただければと思っております。ほかによろしいでしょうか。

(3) 市天然記念物「シダレザクラ」の現状変更について

事務局 参考資料3も併せて御覧ください。

小山市民センターの入り口付近に植えられているシダレザクラについて、今年の10月15日に現状変更を実施いたしました。

内容ですが、折損の危険のある樹冠上部の大枝を切除しました。

現状変更をした理由です。こちら、シダレザクラ全体としては元気ということなのですが、樹冠上部の大枝が腐朽し、空洞化が進んでおり、風雨等により負担がかかった場合、折れる可能性、危険があり、施設利用者や通行人の安全を確保するためにやむを得ず実施いたしました。こちらについても、事前に内野委員に相談させていただき、処置後の丁寧な回復、メンテナンスが重要との御意見をいただいております。

なので、切除後のメンテナンスなんですけれども、定期的に状態を確認して、必要に応じて肥料などを施していく予定です。

副会長 それでは、このシダレザクラの現状変更に関してでございますけれども、まず、内野先生、どんな感じだったのか、少し補足をいただければと思います。よろしく願いいたします。

委員 空洞化が進んでいるということですね。空洞化といっても、今、中心部は死んでいる細胞で、外側の部分の形成層が生きていれば元気を維持できるので、そういう状態なんです。ただ、どうしても中心部が空洞化していると弱くはなってきますから、上のほうが腐朽が進んできて風で折れたらいけないということで、やむを得ずの、上部を軽くする対策を取らざるを得なかったということだと思います。一時的にちょっと痛々しい姿にはなっていますが、また来年春以降は枝が出てくるんじゃないかと思っておりますので、小まめにチェックをして、変化を察知したらすぐ対処するという方法で様子を見ていったほうがいいんじゃないかと思っております。

副会長 ありがとうございます。

それでは、内野先生の御意見も参考にさせていただきながら、樹勢が衰えないようにいろいろと見守っていただければと思います。ありがとうございました。

委員 すみません、さっきの件なんですけれども、1つ前の揚戸なんですけれども、この資料を見ると板を交換すると書いてありますよね。恐らく②に写っている写真が外れた板ですよね。

事務局 そうです。

委員 これは、割れちゃってもう使えないということなんですか。

事務局 そうです。

委員 これを見るとそんなに、割れても、もう1回釘で止めれば止められそうなんですけれども、何が言いたいかという、新しい板にしても、結局また反るんです。この古い板も残しておいたら、木が枯れてくればおとなしくなってくるということもあり得るので、またその次の補修用というか、捨てちゃわないほうがいいかなと思います。

事務局 分かりました。

委員 本当は古い板を探してきて充てるのが一番あれなんですけれども、新しいとどうしても反っちゃうので、しばらくして落ち着いてきたら止めればいいということがあるので、2つに割れているぐらいだったら、もうちょっと枯れてくれば釘で止めれば使える可能性はあるので、取りあえず廃棄にしないで取っておいてもらったほうがいいかもしれません。

事務局 ありがとうございます。

副会長 大野先生、ありがとうございます。

ほかに、3件目のシダレザクラに関して御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(4) 市指定無形民俗文化財保護育成団体の功労者表彰（国・都）の受賞について

(5) 江戸東京博物館「特別展 縄文2021－東京に生きた縄文人－」の開催について

事務局 こちらは、4番、5番を併せて報告させていただきます。

まず4番ですが、町田市内の2つの団体が受賞をいたしました。まず、国のほうです。地域文化功労者表彰です。こちらについては、全国各地において芸術文化の振興、文化財の保護に尽力するなど、地域文化の振興に功績のあった個人及び団体

に対して、その功績をたたえて文部科学大臣が表彰するものです。こちらについては、小山のほうで主に活動されている三ツ目囃子振興会さんが表彰されました。

続きまして、東京都功労者表彰についてですが、こちらについても東京都において文化財保護活動の振興に顕著な功績のあったものを東京都知事が表彰するものです。こちらについては、名前のおり、金井で主に活動されております金井の獅子舞保存会さんが表彰されました。

引き続き、5番について報告します。

事務局 江戸東京博物館で12月5日まで開催されている「特別展 縄文2021－東京に生きた縄文人－」、こちらは、資料のほうは「人々」になっているんですけども、タイトルとしては「縄文人」になります。こちらにおいて、町田の資料が約130点展示されています。東京をテーマとした縄文時代の展示は実に35年ぶり、1万年以上続いた縄文時代の東京を最新の調査成果と最も代表的な資料を通じて紹介する展示になっております。

町田市からは、東京都指定有形文化財1点と市指定有形文化財6点を含む資料が展示されています。主に忠生遺跡、田端・田端東遺跡、なすな原遺跡などの遺物を多く展示しておりまして、中でも都内有数の大集落である忠生遺跡群は、台地にある遺跡の代表として特別コーナーが設けられています。

会長 では、4点目と5点目の報告につきまして、何か御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。皆さんもぜひ江戸博の見学に行ってくださいとよろしいかと思えます。

(6) 自由民権資料館2021年度第1回特別展「町田と江戸－ヒトとモノの交流史－」の実施報告について

(7) 自由民権資料館 2021年度第2回特別展「石坂昌孝－豪放(ごうほう)磊落(らいらく)な民権家の生涯－」の開催について

(8) 民俗展「昔のくらしと運ぶ道具」の開催について

事務局 (6)からは自由民権資料館の報告になりますので、(6)、(7)、(8)続けて報告させていただきますと思います。

まず、(6)自由民権資料館2021年度第1回特別展「町田と江戸－ヒトとモノの交

流史一」の実施報告についてです。

7月17日から9月5日まで特別展を行いました。巨大都市江戸と現在の町田市域を行き来した人やものの資料を基に、当時の両方の社会が相互の関係によって形成されていた様子を紹介しました。展示史料は80点ほどありましたが、実際に江戸から持ち帰った土産の版本など貴重な史料を公開しました。

また、感染症拡大防止のため、イベントや展示解説は資料館内での実施はしないで、市内の施設へ出向いて講演会と出張展示解説を行いました。

記念講演会は、8月21日に茨城大学の千葉真由美先生にお越しいただいて行いました。参加者は43名でした。

続いて、展示解説を出張して行いましたが、1回目は7月30日、市民文学館の会議室をお借りしまして解説を行いました。こちらは参加者40名でした。2回目が8月18日、こちらは堺市民センター、相原にあるところですが、こちらで解説を行いました。参加者は13名でした。

すみません、展示全体の観覧者数をお伝えしていませんでしたが、1018人、1日平均23人来ていただいたこととなります。

続きまして、(7)自由民権資料館2021年度第2回特別展「石坂昌孝－豪放磊落な民権家の生涯－」の開催についてです。

こちらはチラシも今日お配りさせていただきましたので、そちらも御覧いただければと思います。

10月9日から開催しておりますが、こちらは石坂昌孝の生誕180年と自由民権運動最高潮期の年とされる1881年から140年、また、自由民権資料館の開館35周年に当たる年になるため、この特別展を開催しております。こちらにも講演会やイベントなどは館外の施設で行っております。記念講演会は既に開催いたしましたが、10月17日に、こちらは鶴巻委員に御登壇いただきました。

すみません、講演のタイトルなんですけれども、仮題のまま記載してしまいましたので、正式なタイトルが「石坂昌孝の思想 幕末から民権期までの軌跡を意味づける」というタイトルです。こちらは、中央図書館のホールをお借りしまして、参加者56名という形になりました。鶴巻委員、ありがとうございました。

もう一つ、イベントなんですけれども、今回は展示解説という形ではなくて、石坂昌孝ゆかりの地巡見ツアーと題しまして、フィールドワークを企画いたしました。

た。3回企画しまして、既に2回終了していますが、1回目は野津田コース、資料館の近辺を回るコースです。10月24日に開催しまして、参加者は18名でした。

2回目が11月3日に原町田コースとしまして、町田の駅周辺なんですけれども、こちらを巡るツアーを開催しまして、参加者は20名でした。

3回目は、今度は八王子のほうに行きまして、八王子駅周辺になるかと思えますけれども、こちらを巡るツアーを11月23日に開催する予定でございます。

続きまして、(8)に移らせていただきます。今年度より民俗資料が自由民権資料館に来ましたので、こちらのほうで民俗展の開催を行います。「昔のくらしと運ぶ道具」というタイトルで、12月4日から2月27日まで、会場が三輪の森ビジターセンターの資料展示室になっております。こちらは、参考資料の一番最後のところに三輪の森ビジターセンターの御案内をつけておきましたので、そちらも併せて御覧いただければと思います。こちらは、農作業や養蚕などの様々な場所で使われていた運ぶ道具を中心に、昔の暮らしを紹介するという展示になっております。

最後に、(9)も続けて報告いたします。今報告しました活用事業のほかにも様々な形で考古・歴史・民俗資料の活用を実施しています。今年度上半期に実施したものがこちらの一覧になりますので、後で御確認いただければと思います。

会長 ありがとうございます。ただいま、自由民権資料館の展示に関する報告3件と資料の活用についてございましたが、何か御質問、もしくは御意見はございますでしょうか。

私のほうから1点、教えていただきたいんですが、よろしいでしょうか。第1回の特別展の町田と江戸の中で出張展示解説をされていますが、資料を展示されているのは民権資料館の建物の中で、他の場所での出張展示解説ということだと思いますがどのようにやられたのか、ちょっと参考までに教えていただければと思います。

事務局 今回、資料館の閲覧室がとても狭いので人数をあまり集められないということで、施設をお借りしてやりました。プロジェクターに展示している資料を何点か投影して解説する形になっております。前回は施設でできなかつたんですけれども、展示しているものの一部ということで解説をさせていただきました。

会長 分かりました。ありがとうございます。バーチャル体験とまでとはいかずとも、映像を見ながら説明を聞くという形だったんですね。

ほかに皆さんのほうから何か御質問などございますか。よろしいでしょうか。

■議題（会議資料2）

（1）町田市の歴史資料の収集・保存管理・活用に関する方針（案）について

事務局 前回、1度案をこの場で審議していただいて、それに基づいて御意見をいただいたことなどを参考にしながら作り直したものになります。アンダーラインが引いてあるところが変更点になります。全体の構成そのものは、ほぼ同じままで、アンダーラインのところの文言の修正になりますので、そのあたりを説明させていただければと思います。

まず、対象とする資料の中身ですが、(1)のアからエに分けて記述してあります。アの「文献資料」のところを「民間で作成された私文書、旧役場等で作成された歴史的公文書のほか、新聞・雑誌・書籍等の刊行物」という記載に変えさせていただいています。

あと、ちょっとした表記の違いで「など」というふうに平仮名になっていたところを「等」という漢字に変えさせていただいています。

あとはエのところ、ここが一番御指摘いただいたところだったかと思うんですけども、もともとは、「歴史的出来事・事件などに関わるもの」というふうに括弧書きで記載していたものを、ここはいろんなものが今後想定されるから、ある程度、広範囲に収集できるように記載をしないほうがいだろうという御指摘をいただいていたので、「その他物品等」という表記に変えさせていただきました。

あとは、5の「資料の活用」のところ、(5)市民ボランティアによる協働のような記載になっていたんですけども、それに追加しまして「市域の歴史や自由民権運動を調査する研究者との連携・協働」という文言をつけ加えさせていただいています。

よろしくお祈いします。

会 長 ありがとうございます。

ただいまの方針（案）の説明に関しまして、御意見、あるいは御質問があればよろしくお祈いいたします。

委 員 (1)のア、「文献資料」のところ、「民間で作成された私文書」とあるんですけども、これは「民間で作成された公文書と私文書」とかになるんじゃないかと思うんです。

それから、「その他の物品等」というエがあるんですけども、これは物品というのは物すごくあるんですけども、イメージとしては大体どういうものを考えているのか、あったら教えてください。

事務局 すみません、1つ目のところ、民間で作成された私文書と、何と……。

委員 名主とかがつくった文書で、公の文書は私文書じゃないから。そういう観点で、私文書というのは日記とか、そういうふうな感じなので、書簡とか。

事務局 こちらをつくったときの意図としては、「公文書」のほうに「旧役場等」というふうに入れたので、こちらで大丈夫かという……。

委員 役場だと明治以降になっちゃうので、その前の資料も集めるでしょう、江戸時代とか、そういう意味で。それは私文書でいいんですか。

事務局 なので、「等」という言葉を入れてみたということなんです。

委員 「等」ではなくて、頭から入れておけばいいかなと思ったんですが。

事務局 はい。

あと、もう一つの「その他物品等」のところがあったかと思いますが、自由民権資料館そのものの収蔵庫のスペースからすると、もうそれほどいろいろ集めることは不可能に近いと思っています。なので、人物の来歴に関わるような重要なものということにならざるを得ないかなというところなんですけれども、そもそも民俗との仕分けをどのようにしながら収集するのかというところも含めて、現在集まっているものが何かを想定しながら書いたというところがあって、これからどういうものを集めるかについては少し応用を利かせないといけないという御指摘が前回あったことから、こういう書き方にしてあるんですけども、今のところは、例えば、村野家の資料だと、村野常右衛門が会社経営に関わった時計会社の時計とか、あとは、本人がもらった勲章が入っていたりします。あとは、医者をやっていた家だと、薬研が寄贈されていたりということもあります。もともと博物館と民権資料館で別々に収集していたこともありますので、民俗資料と歴史資料のすみ分けというのは、今のところは、まだ曖昧になってしまっているかと思います。

委員 ものの収集はかなり難しいと思うんです。それで、例えば、どこまでの時代設定で預かるかというのもあると思うんです。もう昭和から含めるといって、例えば、謄写版とかというのも子どもが見たことがないから、それも資料だとか、そんなことを言っていたら切りがなくて、今はものを捨てる時代なので、かなりいろん

なものを処分するので、博物館で取ってくれるなら寄贈するよなんていうのもあるから、村野常右衛門とか、そういう有名人に関しない資料が持ち込まれてくる可能性があるなと思ったので、ちょっとその辺が、何を収集するかというのはすごく難しいかなと思います。

事務局 実際に学芸員が仕事をしていく中でどうあるべきかということは、またこれとは別に改めて詰めていかなくてはいけないことだと思っています。

すみません、1つ目のアのほうの御指摘の件なんですけれども、名主のつくったものは公文書という定義をすべきことなのかどうかを今悩んでいるところがありまして、公文書という定義がそもそも近代になってからのものなのか、いかがかということなのではないかと思うんですが。

委員 当時は徳川時代で、徳川幕府なんです。名主というのは村役人で、一番末端のほうの関係になります。やはり明治になれば村とか、そういうものができるので、その前だと、公文書と私文書と分けると、例えば嘆願書とか、それから、宗門人別改帳とかいろいろな資料があるんですけれども、そういうふうに関連するものは私的なものではないので、私は公文書で、日記とか書簡は私的なものだから、それが私文書かなと思っているんです。

会長 分類について、いろいろ御意見はあるかなと思いますが、ここで分けようと考えたのは、多分、民間のものと公のものという表記をしたいという意図だと思います。1つの方策なんですけど、例えば、民間で作成されたものに関しては、民間で作成された文書などの表現も一つの方法かなと思います。

委員 「私」を取ればね。

会長 あとは、歴史的にどういう表現がいいのか私は分かりませんので、歴史学からの御意見をいただけたらと思います。

もう一つ、「その他の物品」に関してですが、私も博物館の現場にいたので、これはよく分かるんですが、歴史資料か民俗資料かと分けるのは博物館や学芸員の勝手なんです。ですから、結果論ですので、それはあまり厳密に分ける必要はないかなと思います。結果論として歴史資料の物品があるという感じなのかなと、実態としては思っております。

文書の表現について、歴史の先生から御意見をいただければと思います。

委員 文言に入る前に、前回休んでいるので聞いておきたいのですが、この文言は内

部的なものなんですか。つまり、外側に公表するものではないということなんでしょうか。

事務局 今回のものは内規として扱いますので、外側に公表するものではございません。

委員 では次は、内部的なものとしたときに、今後どういう方針で資料を収集していくかという問題がかなり重要なわけです。例えば、今、市役所にある文書で、歴史的価値のあるものをどのように保存するかとか、古文書あるいは文書を収集する公的機関として、どういうものを収集していく必要があるのかという根本的な方針のようなものがまずあっていいだろうということと、それから、この問題で事前に話を聞いたときに、私は、文献資料についてはもう少し細かい網羅を試みたんです。それを簡略にするという方針が前回決まったということを知りませんでしたから、こういう短い文章で資料館がどういうものを集めるかということについてのきちんとした方針が示せるのかという感じがあって、だから、私はかなり細かく書き入れました。

それは方針に反するということで了承せざるを得ないのですが、例えば、1番目の問題も含めて、「新聞・雑誌・書籍等」と書かれていますが、今現在、進行中の町田市域の10年、20年、30年先に重要だと思われるような事象、事件のようなものをどのように収集していくかということが、こういう短い文章では示しにくい。つまり、資料館がどういう方針で何をこれから収集して後世に資料として残していくかということが明示されにくい。結局、短くすれば短くするほど学芸員がその場でいろんな状況を踏まえて判断する自由はあるかもしれませんが、全体的な方針が内規としても、それから、外に向かっても不十分になる可能性はないかということは、改めてこの全体を読んでみて気になりました。

それから、ついでに言っちゃえば、「有史以降の全ての時代」と。私はさっき、スマホで調べましたが、常識的なことなんでしょうけれども、文献や文字が成立して以降ということになると、前回議論した板碑なんていうのはどうなるの。それは、地中から出てきたら考古資料なのかという問題も出てきて、つまり、そういう方針がちょっと曖昧ですよ。物品の中に何を含めるのかといったときに、「有史」という文言を入れるならば、少なくとも板碑のようなものは今発掘されて個人所蔵になっているものも結構ある。地域展なんかをやると、板碑をそれぞれの個人

が持ってきている。家に保存されているものがあって、どういう取扱いにするのかということについても、きちんとした線引きがされていないと、実に曖昧になるんじゃないかという危惧があります。

そんなところでしょうか。前回休んでいますので、混ぜっ返しですみません。

会長 参考までに、阿諏訪委員がいらっしゃるので、横浜歴史博物館などでは、こういう収集に関しては、何か定めはあるんでしょうか。

委員 前回の会議の後に事務局のほうから問合せいただいて、館の内規というのを探したんですが、あまり明確なものはなかったんですけども、私が所属している博物館は財団経営で、博物館以外に横浜開港資料館とか都市発展記念館とか時代ごとに建物が分かれていまして、私が所属しているところは前近代のものを対象にする。対象とした上で考古、歴史、民俗と分かれているんですが、歴史の中では、例えば、幾つかの柱、東海道をテーマとしたものとか、鎌倉道をテーマとしたものとか、幾つかのテーマがあって、それに絶対合わなきゃならないかというのと、そうでもないんですけども、何となく合わせるような形で収集はして、現在もしています。

お話を伺っていた中で、町田市の収集方針としては、まず自由民権運動に関するもの与其他という感じが大きくあるんだろうなというふうに見せていただいたのと、自由民権運動に関するものに関しては特に問題がなくて、その他の部分の、特に文献に関するものについて今問題になっているんだと思うんですけども、さっきおっしゃられた「民間で作成された私文書、旧役場等で作成された歴史的公文書」という分け方もあまりぴんとこないというか、多分、前近代と近代以降のものなんだと思うんですけども、この「旧役場等で作成された歴史的公文書」というのは、明治期以降の地域ごとの行政単位で残っている公文書が今集まってきてしまっているということなんですよ。

事務局 現状では、町田が5つの村に分かれていた明治22年以降の村役場文書を集めているということと、あわせて、廃棄対象になった文書の中から選別して収集しているものがあります。後者については、今、総務部総務課と調整をしながら、資料館では収集し切れなくなるので何かほかの対策が必要だということを検討しているところですので、そういうこともありまして、「旧役場等」というのをここでは入れてみたということになります。

委員 ありがとうございます。ということになると、この「旧役場等で作成された歴史的公文書」というのは、現状以上増える可能性はあまりないということですね。

事務局 各部署で持っていたものがそのままになっていたということがあった場合に増える可能性はあるんだと思いますが、それほど大量に増えることはないかと思いません。

委員 そうすると、増える可能性があるのは、この民間で作成された私文書というか、要するに、前近代の村文書、もしくは個人の家でお持ちになっていらっしゃる明治初期とか大正の文書分ということになりますよね。ここは表記を少し変えればいいんじゃないかと。地方文書と言ったり、古文書類と言ったりということでもいいんじゃないでしょうか。

会長 御意見、ありがとうございます。その内容、私文書、公文書という区分と別に、時系列で公文書と近代文書と分けるほうがいいのではないかという趣旨の御発言だったと思いますけれども、確かにそのような分類もあると思いますので、どうしましょうか、もう1回、検討したほうがよろしいでしょうか。

委員 古文書という言い方であれば別に問題ないと思います。それ以前か、古いやつも入っちゃうので。近世よりか。

事務局 鶴巻委員から御指摘がありました今日的なものはどうやっていくのかということについては、町田市制が施行されて以降は総務部のほうがそういう公文書を収集してきて、それに民権資料館も関わってきたのですが、やはり民権資料館の人員でそれを全てカバーするのは非常に難しいということで、現在、総務部とどのように詰めていくかを協議しています。ですから、その辺はうまく区別もしつつ、また連携もしつつやっていきたいと考えております。

今回は内規ですので、そういう意味では、1度運用していて、それでまた不都合があったら、その都度、お諮りして変えていくというのも、それも一つの柔軟なやり方かなと思っております。

あと、物品については、確かに歴史、民俗、考古と、それぞれ3つの分野にわたることもあるかと思うんですが、現在、既に民権資料館のほうでは歴史と民俗が1つの建物の中に学芸員が配置されております。また、まだ予定なんですけれども、来年度には、そこに考古も併せて、考古、歴史、民俗が一体的に運用できる組織にならないかということも検討しておりますので、その辺は特に歴史で区別するので

はなくて、その3つの分野で連携しながら柔軟に収集をしていきたいと考えております。

会長 今の事務局の御意見をお伺いしますと、この方針はなるべく早く運用していきたいという趣旨だと思いますので、今、事務局からの提案がありましたように、取りあえず運用を始めてみて、都合の悪いところを修正していくというのも一つの方法かと思ったりいたします。

ただ、鶴巻委員から御指摘のあった部分で、目的のところにもう少し細かい記述がもしかしたら必要になるのかなと思うんですが、本当の方針というのも変な表現ですが、町田市として何を集めて、何を後世に残すかという基本方針的なことも盛り込んだらいいのではないかという御意見は私も賛同したいところですので、これから運用していく中で、そういう点も随時改めていくという感じの方向性で、この場ではいかがかと思います。他の委員から御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 今、様々御意見をいただいたのですが、やはり私文書、公文書と分けるよりは、阿諏訪委員が御指摘いただきました、ある程度年代で分ける、収集対象を絞るというのが、この場合、いろんなものも含むことができますので、一番いい御提案かなと思うんですが、いかがでしょうか。

会長 いかがでしょうか。私は特に異論はありませんが。

委員 役場の資料と書かないで、近世文書にしておいたらいいんじゃないですか——失礼、近代文書、その部分は。

事務局 阿諏訪委員の地方文書という言い方は、近世文書という理解でよろしいですか。多分そういう定義が一般的で、時代ごとに分けているという意味で、前近代のものを地方文書という言い方で、近代の資料を別な表現で……。

委員 そうすると、中世は入らなくなっちゃうんですけれども……。

事務局 地方文書というふうに1つ入れて、それと、そうじゃない近代の資料、それ以降の近代資料の表現をもう一つつくるということ……。

委員 そうですね、地方文書と書かなくてもいいと思うんですけれども、古文書なり何なりでいいと思うんですけれども、要は、ごめんなさい、話が戻ってしまいますけれども、5つの村の、明治22年以降の文書はあまり増えないのであれば、そこはそこで固めてしまって、何か名前をつけて、それ以外の読み方は、ざっくり文書と

という言い方でいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

委員 地方文書というのは、かなり細かい言い方で一般になじみがないんです。だから、古文書というと、そこから古いやつも入っちゃうので、そういう言い方が1つ。それから、近代でも、別に役場でない文書もあると思うので、書簡とか。だから、近代文書とか、そういう大まかなやり方で言っております。その後で、普通であれば鶴巻さんの言われたような分類をしたらいいかと思うんですけども、ここは大まかな感じで問題ないんじゃないですか。

事務局 では、基本的に時代で区分するという案で、また提案させていただくということでもよろしいでしょうか。

委員 耳の悪い私は、全部は聞き取れないんですが、年代で分けるというのは、大雑把に言った場合に、例えば近世文書とか近代文書という言い方なんですか。収集の年代的範囲は議論になったんですか。私なんかは何も知らない頃は、自由民権資料を探しに行きますから、自由民権以降、あるいはその人が明治後期から大正とか昭和期に読んだ本とか、そんなものはほとんど無視ですよ。そんなものは集めることすら頭になかった。今は、どういう方針でどこまで資料を集めようとしているんですか。そういうものを踏まえて、年代で決めるような文書の分け方は可能ですか。近現代文書とかいうんですか。

事務局 後ろを定めるというのはかなり難易度が高くて、例えば、この前あったオリンピックのものを将来的に必要なんじゃないかといって今から取っておくというような可能性は捨て切れないかと思うんです。なので、時代でどこから以降は集めないというような記述は、できれば避けたいと思っています。今の御意見をいろいろ伺っている中でだと、中世の資料も一部ありますので、中近世・近代以降の古文書というぐらいが落としどころなのかなと考えているのですが、いかがでしょうか。

委員 つまり、文献資料は文書だというだけの話ですよ。民間だろうと、あるいは江戸時代の行政であろうと、個人的な絵とか歌碑とかという文学作品みたいなものとか、何でもかんでも全て含めて古文書、近現代文書と言う以外ないですかね。

事務局 そういうことでいかがでしょうか。

委員 想定しているのが、民権資料館がこういうものを集めようかというのではなくて、市民がいろんなものを持ち込んでくると思うんです。そうすると、町田には関

係ないけれども、お金で買った戦国時代の文書とか、将来的には子どもたちが興味がないと、いいものだから市に寄贈しようかという方が出てくるんじゃないかと私は思っているんです。そういう意味で、あまり資料がないとかは考えないで大雑把にしておいたほうが。それを置くかどうかは、また館のほうで検討して決めればいいと思うんです。そういう意味で、大雑把でいいかなと思うんです。

事務局 おっしゃるとおり、原則、市域の歴史に限るものというのと自由民権運動という大枠はまずあるという理解でいいかと思っています。これまでも他市の資料で町田の住民が持ち込んでくる資料というのは、そのまま他市に紹介するという形を取っているのです、同じようなやり方を今後もしていくことになるかと思えます。

会 長 ただいまの説明にもありましたけれども、従来は自由民権資料を中心にコレクションを進めてきたところが、ここでより幅の広い歴史資料を集めなければいけなくなつたということで、この方針をつくるということになったと思いますので、やはりあまり細かい縛りをつけてしまうよりも緩やかな規定の中で、集めていくのが今後の新しい町田市史の編さんのためにもなるのかなと思いますので、事務局の御提案の内容で取りあえず進めたいかがかと思いますが、さらに御意見があれば、いかがでしょうか。

委 員 ちょっと専門ではないのですが、先ほどキャパシティの問題があつて、幅広く集めようということになると、優先順位、早いもの勝ちみたいな形になって、もういっぱいですという、その辺の受入れの方向というのはどういふものですかね。難しいと思うんです。ただ、僕らも建築をやつて、これはどうですかと言われて、100年後には文化財になるかもしれない、500年後には文化財になるかもしれない、今はちょっと分からないというものがたくさんあるんですけれども、これは駄目だと言ってしまふと即壊されてしまふ。多分、古文書なんかもほとんどごみだと思っている人が多いので、世代交代のときに全部捨てちゃうとか、そういうことがある一方で、全部もらうわけにもいかないというのは非常に難しいですよね。だから、その辺は、先ほどの紹介できる範囲とかがあればいいですよね。これは横浜市のものだから横浜市さんのほうへとかあればいいですけども、なかなか難しいと思うんですが、ある程度、対応策がないと、現実問題、厳しいですよね。

委 員 もちろんそうですが、いいんじゃないですか、基本的には必要だと思われるものは収集して、いっぱいになれば、今の第2の収蔵庫にし、そしていっぱいになれば

ば、市長に対して拡張を強く文化財のために要求する。これは当然ですよ。未来に向けてそれが必要だと。自由民権資料館なり、学芸員なり、文化財が判断すれば頑張ってもらえないという。

事務局 いろいろ御意見をありがとうございます。大野先生の御質問なんですけれども、やはり御相談が来れば、ちゃんとそちらにお伺いして、中を見て、必要であればお預かりして、目録をつくってお返しするというのもあると聞いています。

今、鶴巻委員がおっしゃったようにキャパシティーを超えた場合どうするかと。やはり場所の確保には努力するんですが、あとは、アーカイブ化を進めてくださいというのを学芸員とかからも言われているので、その辺をしっかりと考えていかなきゃいけないかなとは思っています。

今回の方針につきましては、今まで正直言って、ちょっとつくってこなかったというところもありまして、本当にいろんな御意見をありがとうございました。2の(1)のAについては幅広く古文書という表現をするということで、こちらのほうでもう1回修正いたしまして、1度メールで送らせていただいてということでやらせていただければと思います。ありがとうございます。

委員 ですから、私が言いたいのは、今の話をちゃんと明記しておくべきだと思うんです。建築でもそうなんですけれども、これは文化財にならないけれども、非常にこの辺がいいですよというアドバイスをすると、じゃ、専門家に褒められたんだから大事にするかみたいな話になるので、古文書も今の話で、専門家の人に見ていただいて、この辺は非常に重要で、簡単な目録でもつくりますから大事にしてくださいという形でお返しするというのもあって、できるだけ散逸しないような努力をするということをこの中にも書いておいたらいいんじゃないかと思うんです。ちょっと大変かもしれないですけども、そういう方法もある。全部もらうのではなく、これはいいから大事にしてくださいと。やっていますよね、鑑定団みたいな。

事務局 実際に市の広報紙で、そういう古文書はございませんかという呼びかけをいたしまして、そういう業務は民権資料館でも行っております。ですので、表現とかは工夫させていただきたいと思います。

委員 今年、私は群馬県で毎週のように山の中で民家調査をやっているんですけども、2階建ての養蚕農家は、こっちでは珍しいんですが、向こうだと、歴史的な建物を調査させてくださいとって全戸配布のビラを役場に配ってもらって行くん

ですけれども、うちは関係ないよと思っている人がわんさか多くて。我々が見るとお宝なんですけれども、住んでいる方から見ると、ただのボロ家で建てかえられないだけだというんですけれども、その辺の意識の違いというのはあるので、そういう面は古文書にも多分にあると思うので。

委員 今、ちょっと意見が出たように、それから、私も何度か発言はしたと思うんですが、市史の段階で収集して目録をつくった、かなり大量の古文書を所蔵している家があるわけです。それは、保存状態がかなり悲劇的なんじゃないかという心配をされていて、この収集方針の中には入っていませんが、そういう文書をどうするかというのは、かなり深刻な問題じゃないかと思うんです。今ちょっと思うのは、森野の渋谷家とか、下小山田の大谷家とか。大谷家はまだ自宅ですか。

事務局 大谷家は、預かっているものもありますが、まだ自宅に残っているものもあります。

委員 ほかにどんなものがあるか、今ぱっと思い浮かびませんが、特に渋谷家文書なんかは膨大で、市史の段階でもたくさん使われた文書が物すごくひどい状態だと。民権資料館で展示のために資料を借りに行ったときに、市史の段階で酸性の袋に入れて、それをビニールテープで袋をぎゅうぎゅうに縛ってたんすの中に入れてあるという状態なんです。あれは、100年、200年、300年保管してきた和紙の文書が酸性の袋に入れてぎゅうぎゅう詰めにして保管されているというのは大丈夫なんだろうかという感じがありますので、新町田市史を編纂するということも若干入っているとすれば、大量に文書を所蔵している家の資料の収集を何らかの形で方針に入れるといいんじゃないでしょうか。収集すればいいというものではないでしょうが、文書保存の方法をもっとアドバイスするとか、中性紙の袋に入れてお返しするか、いろんな手法があるんじゃないかと思います。

委員 今、鶴巻先生がおっしゃったことは横浜市でも同じで、横浜市で昭和40年代と50年代に市の悉皆調査をしたときの目録があるんですけれども、それ以来、その家の文書がどうなったかというのを確認している人があまりいなくて、改めて電話をすると、半分以上のおうちは、もうすぐ持って行ってくださいというような対応をされたりすることが多くて、今、先生がおっしゃったように、茶封筒に入っていて、ビニールテープでぐるっと束になっているのがいっぱい入って、衣装ケースみたいなものに入っていたりすることが多いんです。

なので、ちょっと手遅れな部分もあるんですけども、やっぱりパトロールみたいな、かつて調査をした家のパトロールは少なくとも定期的に必要なんだというのは実感していて、それは個人の家ではもちろんそうなんですけど、お寺とかも代替わりをしてしまうと、あの文書があるはずですから見せてくださいと言うと、前任からよく聞いていないから、どこにあるか分からないから来ないでほしいみたいなところが結構あるんです。

なので、おっしゃるとおり、ただ、それが全部寄贈されてしまうと結構きついですけれども、少なくとも中性紙の封筒に入れ替えて保存の状態をアドバイスするというのはすごく大切だなと、今ひしひしと感じているところです。

事務局 渋谷家は確かに懸念している資料なんですけれども、今のところは町田市の北部地区の小山田地域の資料はかなり手をかけて集められていたりします。若林家の資料などは、今まで未整備のものを含めて寄贈されたりということもあって、少しずつ市史時代の茶封筒から入替え作業は進めているんですけども、ちょっとマンパワー的に懸念される資料がまだまだたくさんあるので、少しずつ進めていきたいと考えています。

事務局 今いただいた御意見を踏まえて、いま一度修正したものを送らせていただきますので、お手数ですが、また御確認いただければと思います。ありがとうございます。

会長 今回、御質疑のあった方針（案）は、恐らく業務マニュアル的な意味合いを持っていると考えられて、かなり簡略的に書かれていると思われそうですけれども、今、複数の委員から御意見が出た内容も重要だと思いますので、この修正案を皆さんにお届けいただいて、確認の上、実際実行に当たっていただくという流れでよろしいでしょうか。

具体的には、メール等でお送りいただく形なるのでしょうか。

事務局 修正案を作成いたしましたので、メールでお送りさせていただきます。次回、2月に予定しているんですけども、そのときに、最終的に確認をしていただければと思っております。

会長 ちなみに、この方針（案）の具体的な施行の時期は、当初いつ頃を想定されていたのでしょうか。

事務局 もう来年度には施行して、この方針に基づいてやっていきたいと考えております。

す。

会 長 分かりました。そうしましたら、次の会議でもまだ間に合うということでしょうでしょうか。

事務局 次の会議で決めていただければ間に合います。

会 長 それを前提に御意見をいただければと思いますので、どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

■その他

(1) 次回の審議会について（2月開催予定）

事務局 次回の審議会についてですが、2月の開催を予定しています。事務局から日程調整の連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

会 長 よろしくお願ひします。

その他のその他になりますが、委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、この方針（案）の策定に関して御意見をいただければと思います。

予定しておりました議事内容はこれで終了いたしました。

では、本日の審議会を閉会といたします。お疲れさまでした。